

登録コード	J6945300	開講年度	2026				
授業科目	経済・企業法務特別講義（消費者法）				担当教員	金井 悠一郎	
英文授業名	Consumer Law				副担当		
単位数	2	講義期間	後期	曜日・時限	水曜・1時限	対象学年	（20・23カリ対象科目）法：3年
講義室	経法401演習室		授業区分	講義	遠隔授業科目		
信大コンピテンシー	非該当						
(1)授業の達成目標	授業で得られる「学位授与の方針」				⇔	【授業の達成目標】	
	経法23初（2026改）・総合法律，経法23初・総合法律						
	法学の専門領域の基礎能力として、リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を身につける。				⇔	民法の知識だけでなく、消費者契約法などの特別法の知識を身につけ、消費者問題に対して、法律、判例、学説に基づいて、法的な解答をできる能力を身につける。	
	環境問題や、企業や行政の組織内において、日々生起する諸問題について、理工学分野や経済学分野の思考方法にも一定の理解を持ち、総合的に解決していくことのできる能力を身につける。				⇔	企業が行う事業活動の中には、消費者を対象として行う取引がある。これらについて、消費者法により企業に課せられる義務等を通じて、企業活動の責任を法的に考えられる能力を身につける。	
(2)授業で学べる「テーマ」	その他						
(3)全学横断特別教育プログラム							
(4)授業の概要	消費者法とは、消費者の保護に関する法分野を意味しており、消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法などが含まれる。こうした消費者法につき、消費者に対する保護や事業者に対する規制等を、消費者が事業者と締結する消費者契約を中心に、講義する。						
(5)授業計画	第1回 イントロダクション 第2回 消費者とは 第3回 消費者契約の成立 第4回 消費者契約における合意の瑕疵①錯誤・詐欺 第5回 消費者契約における合意の瑕疵②消費者契約法 第6回 消費者契約における交渉力の不均衡 第7回 契約内容の適正（成立時） 第8回 消費者契約における不当条項規制 第9回 消費者契約における契約条項規制 第10回 契約内容の適正（契約の解釈） 第11回 消費者契約と特定商取引法 第12回 消費者契約と割賦販売法 第13回 消費者契約と不法行為 第14回 悪質商法 第15回 消費者紛争の裁判上の解決、授業アンケート 期末試験						
(6)成績評価の方法	平常点（30％）と期末試験（70％）によって行う。 平常点は、リアクションペーパーまたは確認テスト（少なくとも冬休み前に一回実施する）によって評価する。						
(7)成績評価の基準	授業で示した例題と同レベルの問題が解ければ「合格水準にある」、応用問題が解ければ「やや上にある」、やや難しい応用問題が解ければ「かなり上にある」、例題からは難しい応用問題が解ければ「卓越している」。						
(8)事前事後学習の内容	事前の予習として講義の範囲について教科書、参考書、講義レジュメを読むこと。また、事後学習として講義内で聞いた内容を意識して再度文献を読み直して理解を深めること。 ※60時間以上の時間外学習が必要となります。						
(9)履修上の注意	講義では、条文を適宜参照するため、六法等を持参し、すぐに条文を参照できるようにすること。その他の注意事項については、初回ガイダンスで案内する。						
(10)質問,相談への対応	講義終了後に受け付けます。						
【教科書】	初回授業で案内する。						
【参考書】	初回授業で案内する。						